

不動産ニュース

☆相続登記の義務化とは？

2024年4月1日から、相続によって不動産の名義（所有者）が変わった場合、**登記を義務化**する制度が施行されました。

これまでは相続登記は義務ではなく、名義変更をしないまま放置されるケースが多かったのですが、これを解消法するための法律改正です。

☆具体的な内容

1. 義務化の対象

不動産を相続した人は、所有権の変更（相続登記）を行う必要があります。

2. 期限

相続が発生したことを知ってから**3年以内**に登記手続きを完了しなければなりません。

3. 違反した場合

義務を怠った場合、****10万円以下の過料（罰金）****が課されることがあります。

☆義務化の背景

相続登記がされないまま長期間放置されると、不動産の所有者が不明になり、地域開発や災害復興が進まなくなる問題が発生していました。

この義務化は、そうした「所有者不明土地」の増加を防ぎ、土地利用を円滑に進めるための対策です。

☆特例もある

例えば、相続放棄をした場合や、不動産を手放したい場合などには、義務化対象外となる場合もあります。放棄する場合でも、法務局に申請しておく必要があるため注意が必要です。

もし不動産を相続した場合は、早めに登記手続きを進めましょう。

詳細や具体的なケースについては、司法書士や弁護士に相談するのがおすすめです！